

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

031	中井町境地区土地区画整理事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>周辺が開発される中であって、事業予定地の自然が重要な価値をもち、また周辺にはハイキングコースもあることから、周辺の緑や景観面に考慮した土地利用を検討する必要がある。</p> <p>隣接の精神薄弱者援護施設である県立中井やまゆり園に対し、公園や緑地の立地の工夫により影響を軽減できる方策を検討する必要がある。</p> <p>環境影響予測評価書案では、立地企業の業種等を予測して大気汚染、水質汚濁等の公害関係の予測評価を行い、これをもとにした公害対策の実施を企業誘致の条件としているが、本事業の事業者である土地区画整理組合は、造成がなされた後は解散することから、その予測評価した内容を確保するための措置を明らかにする必要がある。</p>	<p>藤沢川沿いの緑地や道路沿い等の緑地を増やすことにより、一層の緑地環境の保全に努めた。なお自然緑地は、原計画より約13,300平方メートル増加し、合計62,900平方メートルとなる。</p> <p>県立中井やまゆり園と企業用地の間に公園、調整池等の公共用地を配置することにより緩衝地帯の役割を果たせる。</p> <p>企業誘致に当たっては、町に環境分野の専門家を含めた企業選定委員会を設置し、公害対策を考慮した企業選定を行う。さらに進出企業と町が環境の保全に関する協定を締結することにより、予測評価書の内容を担保する。</p>
水質汚濁	<p>汚水処理については、施設の維持管理が重要なポイントとなるので、各企業の汚水処理施設と集中汚水処理場の維持管理体制について適切な方策を検討し、明らかにすること。</p> <p>工事中の濁水処理施設として、3か所に土堰堤を築き仮沈砂池を兼用した仮設調整池を設ける計画となっているが、この土堰堤については、構造機能等の具体的な記述がないので明らかにし、また安全性及び降雨に対する調節機能などについて検討すること。</p> <p>工事中の濁水については、沈砂池と凝集剤添加により処理して藤沢川に放流する計画となっているが、造成時に多量の不足土を不特定の外部から搬入して盛土するため、土粒子などの土質性状が不明となっているので、盛土材質の品質管理方法や余裕を持った沈砂池及び凝集沈殿施設を検討すること。</p>	<p>各企業の排水処理の管理については、町の指導により各企業が排水処理施設の管理方法、水質の測定方法等を定め、また測定結果等を町に報告するようにする。集中汚水処理場は、維持管理を町に移管する。</p> <p>仮設調整池の容量は5年確率の24時間の降雨継続時間の全量を貯留できる規模とする。土堰堤の基礎基盤は、不良残土を取除いた後、現地発生の粘性土により盛土し、堰堤の斜面は緩勾配とする。なお貯留水が越流した場合に土堰堤の崩壊を防止するための余水吐を設ける。</p> <p>受入れ土については、有機物を多量に含むようなものは受入れず、物理、化学試験成績表をチェックの上決定する。容量は、日雨量60mm、滞留時間4時間の5,600立方メートルを確保する。流出水の浮遊物質量は、濁度計により定期的に測定し、凝集剤の最適添加量を決定する。</p>
騒音	<p>造成工事により発生する騒音の外、不足土搬入のためのダンプトラックからの騒音も合わせて検討すること。特に隣接する県立中井やまゆり園に対しての影響を検討し、その結果によっては、対策を検討すること。</p>	<p>県立中井やまゆり園内の騒音予測値は、不足土量搬入車両を見込んだ場合でも規制基準値以下の70dB以下である。なお実際は、県立中井やまゆり園との高低差があることや、建設機械の全てが同時に稼働することがないため、騒音はこの値よりかなり低減すると考えられる。</p>
廃棄物	<p>予測評価案では、伐採される樹木のほとんどが計画地内で焼却処分される計画だが、伐採樹木は、シイタケのホダ木や薪炭材などとして利用することも可能と考えられるので、有効活用について検討すること。</p>	<p>伐採材は合計約2,860立方メートルであり、次のように利用する計画とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設排水設備 30.0% ・ 盛土法面保護材 34.3% ・ チップ材（搬出）5.2% ・ 椎茸材（搬出）14.7% ・ 薪炭材（搬出）5.2% ・ 焼却処分 10.6%

水象	<p>計画地は北西部で、藤沢川支川の合流点を現在の位置から上流約500mの位置に付け替えるとしているが、この付け替区間は、蛇行した天然河岸であり、洪水流量の増加により、崩壊などによる土砂災害のおそれがあるので、安全性について十分調査を行い、その結果によっては河道保全のため具体的な対策を検討すること。</p>	<p>河道の安全性を検討した結果、藤沢川本流と支川の合流点を補強し、また現在1か所ある砂防堰堤の補強を行う。</p>
植物・動物・生態系	<p>計画地内では鳥類や昆虫類の豊かな生物相を形成し、良好な生態系が維持されていることから、この自然環境資源をできるだけ保全するために、生物の生息基盤となる水辺環境や雑木林の保全を図り、また緑のつながりとまとまりをも考慮した、土地利用上の配慮が必要である。</p> <p>隣接する県立中井やまゆり園はよりよい環境を必要とする施設であるので、企業地からの影響を緩和する方策を講じること。</p> <p>このため、次の項目について検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤沢川沿いは緑の厚みを確保するなど、川への影響を抑制すること。 藤沢川の護岸整備については、水辺の環境を維持するため、ホタルなどの生息に有効な工法や自然にふれあえる場づくりとして、親水性を加味することについて検討すること。 既存の雑木林については、極力残せるような造成計画となるよう検討すること。 県立中井やまゆり園に対しては、企業用地からの離間距離を確保することや自然緑地、回復緑地の厚みを多くするなどの検討が必要である。 事業完成後の緑地は、企業や中井町等によって管理されると考えられるが、持続的な保存や維持管理についての方策を検討し、明らかにすること。 	<p>事業を計画するに当たり、十分な生態系の保全とはならないが、次のような配慮をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤沢川の200m間の川床に洲浜を残す。 片岸をなだらかな斜面とした護岸とする。 小水路を設け、ゲンジボタルが生息できるようにする。 <p>また緑のまとまりとつながりについては、藤沢川沿いの緑の保全と創造等を行う。</p> <p>県立中井やまゆり園側に対しては、緑地、公共用地等を配置し、緩衝帯とする。</p> <p>上流部については、川沿いを約50mの幅の緑地とする。下流部については、公共用地を南北に配置し、公共緑地を確保するとともに、道路沿いに5m幅のグリーンベルトを設ける。</p> <p>道路が藤沢川を横断する部分をボックスカルバートから橋梁に変更し、その付近の河川80mの護岸の片側を広げ、親水護岸とする。この護岸の法肩に小水路を設けホタルを保全育成する。</p> <p>現況の山林は、境界沿いのほか、企業用地内の保存斜面緑地を原計画より増やすことにより、保存緑地は原計画と比べ約1.3ha増加する。</p> <p>公園の位置を県立中井やまゆり園側に移動し、また県立中井やまゆり園と企業用地の間に緑地帯を配置し、緩衝帯とする。</p> <p>緑地の27.5%は企業用地内となるが、町と進出企業が環境保全協定を締結し、持続的な緑地の保全を図る。</p>
文化財	<p>計画地内は3か所で土器片散布地、1か所で横穴が確認されるなど、埋蔵文化財が比較的豊富な場所と考えられる。このため、工事に当たっては十分な調査を行い、その結果によっては、埋蔵文化財の内容を紹介する施設を設ける等、地域の歴史や文化にふれあえる場づくりなどについて検討すること。</p>	<p>埋蔵文化財の存在の可能性のある箇所は事前に試掘調査、発掘調査等を行う。造成工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、町、県当局と協議のうえ処置する。</p> <p>遺跡等が確認された場合は、その旨を表記した案内板を設置する等、町民が歴史と文化にふれあえるようにする。</p>
景観・レクリエーション資源	<p>事業予定地は丘陵地に囲まれ周囲からは展望されにくい位置にあるが、事業予定地の地盤面が上がることで、外周部の雑木林が除去されることなどにより、近接する県立中井やまゆり園、六斗山住宅地等からの景観に大きな変化をもたらす可能性があるため、これらの展望地からの景観について検討し、その結果によっては対策を検討すること。</p> <p>また、事業予定地周辺にハイキングコースがあるが、工事車両の通行経路と重なる部分があるので、利用者の安全確保について検討すること。</p>	<p>県立やまゆり園及び六斗山住宅からの景観は、間に樹林地があるため、大きな変化はないと予測されるが、まとまりのある自然緑地の保存、幹線道路沿いの緩衝緑地の確保等、緑地景観の保全に努める。</p> <p>県立中井やまゆり園の園生等が、このコースを散策利用するが、工事車両の運転者に対し周知と安全教育を行うとともに、案内標識の設置、交通誘導員の配置等を行い、安全を確保する。</p>